十四　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条第一号に規定する調理師養成施設
十五　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号及び第二号に規定する学校及び理学療法士養成施設並びに同法第十二条第一号及び第二号に規定する学校及び作業療法士養成施設
十六　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設
十七　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校、同項第二号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第三号に規定する職業能力開発大学校、同項第四号に規定する職業能力開発促進センター、同項第五号に規定する障害者職業能力開発校及び同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程を除く。）
十八　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項に規定する学校及び柔道整復師養成施設
十九　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号及び第二号に規定する学校及び視能訓練士養成所
二十　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学
二十一　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第三号に規定する学校及び養成施設並びに同法第四十条第二項第一号、第二号及び第三号に規定する学校及び養成施設
二十二　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号及び第三号に規定する学校及び臨床工学技士養成所
二十三　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号及び第三号に規定する学校及び義肢装具士養成所
二十四　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号及び第四号に規定する学校及び救急救命士養成所
二十五　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第三号に規定する学校及び養成施設
二十六　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号及び第五号に規定する学校及び言語聴覚士養成所
二十七　森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条に規定する教育機関
二十八　農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号）第三条第一号に規定する教育機関
二十九　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号及び第二項第六号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第六号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（文部科学大臣が指定した課程に限る。）
三十　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一項第一号及び第八十二条第一項第三号に規定する学校その他の養成施設
三十一　国立研究開発法人水産研究・教育機構
三十二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
三十三　独立行政法人海技教育機構（厚生労働大臣が定める課程に限る。）
三十四　独立行政法人航空大学校
三十五　前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が指定するもの（法第二十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条の六　法第二十一条第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める者は、被保険者（法第四十六条第二項において準用する場合にあつては、七十歳以上の使用される者）であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この条及び第十五条の二第六号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同法第二条に規定する短時間労働者（以下「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者とする。
第十四条の二の次に次の二条を加える。
（特定適用事業所の該当の届出）

第十四条の三　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。）附則第十七条第一項の規定により初めて同項に規定する特定適用事業所（以下この項及び次条第一項において「特定適用事業所」という。）となつた適用事業所の事業主（事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、本店又は主たる事業所の事業主）は、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。
一　事業所（事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地
二　特定適用事業所となつた年月日
三　事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号
2　前項の届出は、機構に健康保険法施行規則第二十三条の二の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。
（特定適用事業所の不該当の申出）

第十四条の四　年金機能強化法附則第十七条第二項ただし書の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、同時に健康保険法施行規則第二十三条の三第一項の規定によつて申出書を提出するときは、これに併記して行うものとする。
一　事業所（事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、本店又は主たる事業所）の名称及び所在地
二　特定適用事業所に該当しなくなつた年月日
三　事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号
2　前項の申出書には、年金機能強化法附則第十七条第二項ただし書に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。
第十五条の二に次の一号を加える。
六　その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であつて、法第十二条第五号イからニまでのいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別